

平成26年8月28日

## 放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

NHKは本日、18都道府県の39人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。7月24日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

### 【申し立ての概要】

対象者 18都道府県39人

(北海道3、茨城県2、栃木県2、埼玉県1、千葉県1、東京都8、神奈川県1、新潟県1、静岡県4、愛知県1、滋賀県1、京都府2、大阪府6、徳島県1、福岡県2、長崎県1、大分県1、沖縄県1) 数字は人数

※ 予告は平成26年7月24日までに実施済み